

(以下の通達は、令和4年3月30日付け基安安発0330第2号、基安労発0330第1号、基安化発0330第1号「令和4年度における建設業の安全衛生対策の推進について」の参考の内容に、令和5年3月20日時点での情報を一部追加しています。)

(全般)

- ・第14次労働災害防止計画（令和5年3月厚生労働省策定）
- ・建設業における総合的労働災害防止対策の推進について（平成19年3月22日付け基発0322002号）
- ・元方事業者による建設現場安全管理指針について（平成7年4月21日付け基発第267号の2）
- ・保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）

1 労働者の安全確保のための対策

(1) 足場等からの墜落・転落防止対策

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（平成27年3月31日付け基発0331第9号）
- ・足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について（平成27年5月20日付け基安発0520第1号）
- ・「手すり先行工法に係るガイドライン」について（平成21年4月24日付け基発第0424001号）
- ・足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアルについて（平成26年3月10日付け基安安発0310第1号）
- ・足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（令和5年3月14日付け基発0314第2号）

(2) はしご等からの墜落・転落防止対策

- ・リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」（令和3年3月17日付け基安安発0317第2号）

(3) 墜落制止器具の適切な使用

- ・墜落制止器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）
- ・規格不適合の墜落制止器具に関する注意喚起について（令和4年2月25日付け基安安発0225第1号）

(4) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策

- ・陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号）
- ・荷役作業場所のチェックリスト（平成27年8月27日付け基発0827第8号別添）
- ・「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和3年1月18日付け基安安発0118第2号）

(5) 転倒災害の防止

- ・今後の転倒災害防止対策の推進について（令和元年6月17日付け基安発0617第1号）

(6) 交通労働災害防止対策

- ・交通労働災害防止のためのガイドライン（平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正）
- ・交通労働災害防止対策の推進について（平成27年3月13日付け基安発0313第1号）
- ・建設業における交通労働災害防止対策の徹底について（平成27年8月6日付け基安安発0806第1号）

(7) 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保

- ・現時点では、特になし。

(8) 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策

- ・現時点では、特になし。

(9) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

- ・現時点では、特になし。

(10) 高齢労働者等の労働災害の防止

- ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について（令和2年3月16日付け基安発0316第1号）

(11) 外国人労働者に対する労働災害防止対策

- ・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年8月3日付け厚生労働省告示第276号）
- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（労働者死傷病報告様式改正関係）（平成31年1月8日付け基発0108第4号）
- ・外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（平成31年3月28日付け基発0328第28号）

(12) 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止策

- ・東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その4）～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～（平成23年8月31日付け基安安発0831第4号、基安労発0831第2号、基安化発0831第2号）
- ・平成28年熊本地震の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（平成28年4月21日付け基安安発0421第1号、基安労発0421第2号）

- ・平成28年熊本地震の復旧工事における土砂崩壊災害防止対策等の徹底について（平成28年6月1日付け基安安発0601第1号）
- ・災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について（平成28年7月25日付け基安安0725第2号、基安発0725第2号、基安化0725第2号）
- ・東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン（平成27年8月26日付け基発0826第1号）
- ・木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進について（平成8年11月11日付け基発第660号の2）
- ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について（平成27年6月29日付け基安安発0629第2号）（再掲）
- ・土止め先行工法に関するガイドラインの策定について（平成15年12月17日付け基発第1217001号）
- ・東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について（平成23年10月21日付け基安発1021第2号）

(13) 伐木等作業の安全対策

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（伐木作業等の安全対策関係）（平成31年2月14日付け基発0214第9号）
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（平成27年12月7日付け基発1207第3号、令和2年1月31日付け基発0131第1号改正）
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項の改正について（令和2年1月31日付け基安安発0131第1号）

(14) 安全な建設機械の普及

- ・現時点では、特になし。

(15) 建設工事関係者連絡会議の運営

- ・建設工事関係者連絡会議の設置について（平成26年4月11日付け基安安発0411第1号）
- ・元請負人及び下請負人の間での労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化に係るパンフレットの作成について（平成27年6月15日付け基安安発0615第1号）

(16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行について（平成29年3月16日付け基発0316第3号）
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画について（平成29年6月9日付け基発0609第7号）

2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

(1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

- ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（令和3年2月12日最終改正）
- ・「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年5月14日国土建第18号（令和2年12月24日改訂））
- ・建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例（令和2年7月1日更新）（国交省ホームページ）
- ・【新型コロナ対策】対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例（令和2年7月1日作成）（国交省ホームページ）
- ・マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

(2) 熱中症対策

- ・職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について（令和3年4月20日付け基発0420第3号）
- ・熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）（令和4年5月18日付け事務連絡）
- ・職場における熱中症予防対策の徹底について（令和4年8月9日付け基安発0809第2号）
- ・令和5年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について（令和5年3月3日制定）

(3) じん肺予防対策

- ・第10次粉じん障害防止総合対策の推進について（令和5年3月発出）
- ・ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成12年12月26日基発第768号の2 令和2年7月20日付け基発0720第2号改正）

(4) 騒音障害防止対策

- ・騒音障害防止のためのガイドラインの策定について（平成4年10月1日付け基発第546号）

(5) 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

- ・建災防調査「建設現場における不安全行動・ヒヤリハット体験に関する実態調査」（平成30年4月）

(6) 化学物質による健康障害防止対策

- ・化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）
- ・鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成26年5月30日付け基安発0530第1号、基安化発0530第1号／基安発0530第3号、基安化発0530第3号）
- ・建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成10年6月1日付け基発第329号の1）
- ・一酸化炭素中毒による労働災害の発生状況等について（平成28年12月6日付け基安化発1206第1号）

- ・建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成9年3月25日付け基発第197号）
- ・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について（平成26年1月10日付け基発0110第1号）
- ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について（平成26年1月10日付け基安化発0110第1号）
- ・剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（令和2年8月17日基安化発0817第1号）
- ・「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について（令和4年5月31日付け基安化発0531第1号）
- ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和4年5月31日付け基発0531第9号）
- ・労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について（令和4年9月7日付け基発0907第1号）
- ・第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の適用等について（令和4年11月30日付け基発1130第1号）
- ・変異原性が認められた化学物質の取扱いについて（令和4年12月7日付け基発1207第3号）
- ・労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について（令和4年12月26日付け基発1226第4号）
- ・化学物質管理専門家の要件に係る作業環境測定士に対する講習について（令和5年1月6日付け基発0106第2号）
- ・「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」の施行について（令和5年1月18日付け基発0118第2号）

(7) 石綿健康障害予防対策

- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について（令和2年7月1日基発0701第11号）
- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和2年8月4日基発0804第8号）
- ・石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について（令和2年9月1日基発0901第10号）
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について（令和2年10月6日基発1006第2号）
- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について（令和2年10月20日基発1020第4号）
- ・石綿障害予防規則の解説について（令和2年10月28日基発1028第1号）
- ・石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件の施行について（令和4年5月9日付け基発0509第5号）
- ・石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について（令和5年1月12日付け基発0112第2号）

(8) 危険有害な作業を行う場合の請け負わせる一人親方等への措置

- ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について（令和4年4月15日付け基発0415第1号）

3 その他の安全衛生対策

(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

- ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号、令和元年7月1日最終改正）
- ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について（平成18年3月17日付け基発第0317007号、令和元年7月1日付け基発0701第3号改正）

(2) 建設業における安全衛生教育の推進

- ・安全衛生教育及び研修の推進について（平成3年1月21日付け基発第39号）
- ・建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について（平成12年3月28日付け基発第179号、平成18年5月12日付け基発第0512004号最終改正）
- ・建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について（平成15年3月25日付け基安発第0325001号）
- ・職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について（平成29年2月20日付け基発0220第3号）

(3) 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進

- ・シールドトンネル工事に係るセーフティ・アセスメントについて（平成7年2月24日付け基発0321第4号）
- ・「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」の策定について（平成29年3月21日付け基発0321第4号）
- ・山岳トンネル工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針について（平成8年7月5日付け基発448号の2）
- ・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の策定について（平成28年12月26日付け基安安発1226第1号、平成30年1月18日付け基発0118第1号改正）
- ・土石流による労働災害防止のためのガイドラインの策定について（平成10年3月23日付け基発第120号）
- ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について（平成27年6月29日付け基安安発0629第1号）
- ・斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について（平成27年6月29日付け基安安発0629第4号）
- ・ロープ高所作業における危険の防止を図るための労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（平成27年8月5日付け基発0805第1号）

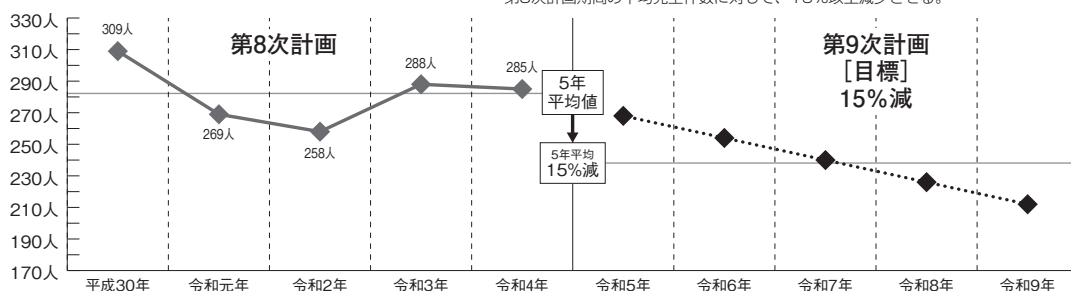
1 5年ごとの労働災害発生状況

- ① 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- ② 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- ③ 計画期間中の死傷災害の平均発生件数を、令和4年の発生件数（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く）に対して、5%以上減少させる。
- ④ 60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年まで減少に転じさせる。

死亡者数の推移

<第9次計画における目標>

計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。

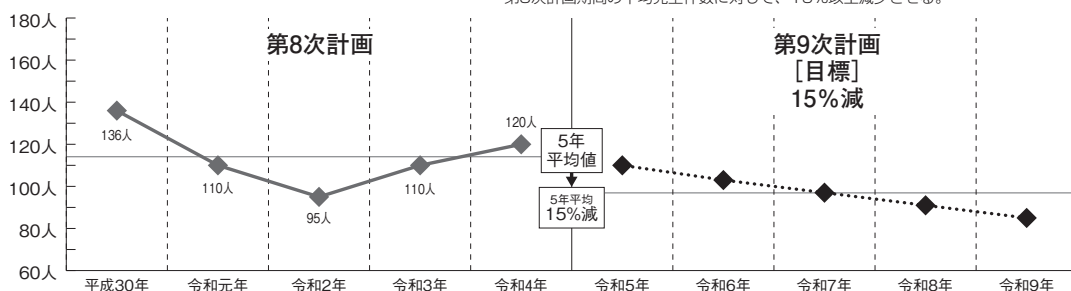


※令和4年は、令和5年2月速報値からの推計

墜落・転落災害の死亡者数の推移

<第9次計画における目標>

計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。

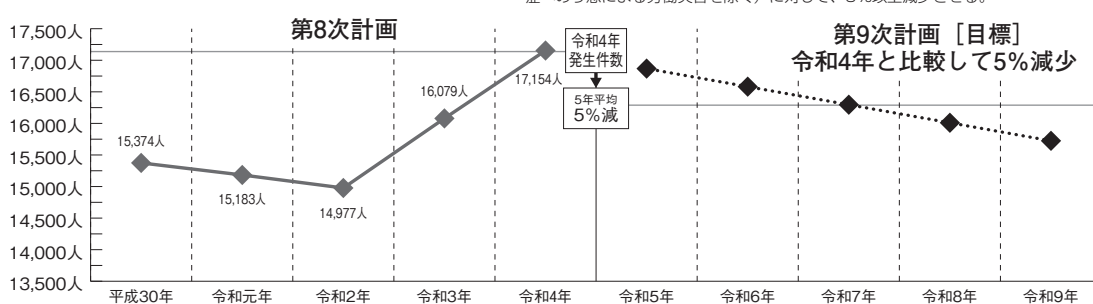


※令和4年は、令和5年2月速報値からの推計

休業4日以上の死傷災害の推移

<第9次計画における目標>

計画期間中の死傷災害の平均発生件数を、令和4年の発生件数（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く）に対して、5%以上減少させる。

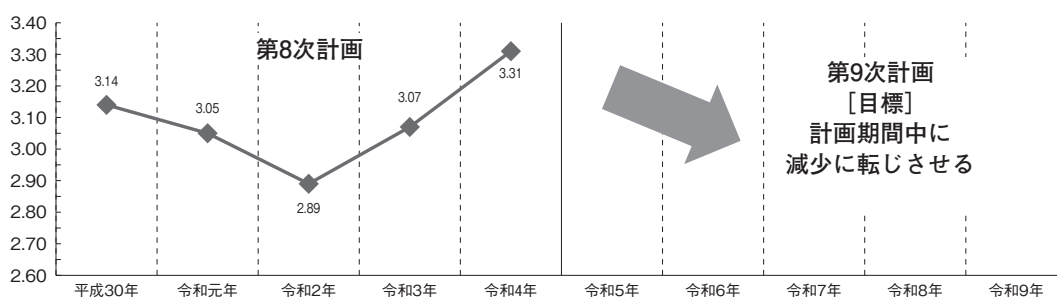


※ 第8次計画の令和4年の数値は、令和5年2月速報値からの推計であり、新型コロナウイルスり患によるものを含んでいるため、令和4年の確定値発表後に第9次計画の目標値が確定します。

60歳以上の死傷年千人率の推移

<第9次計画における目標>

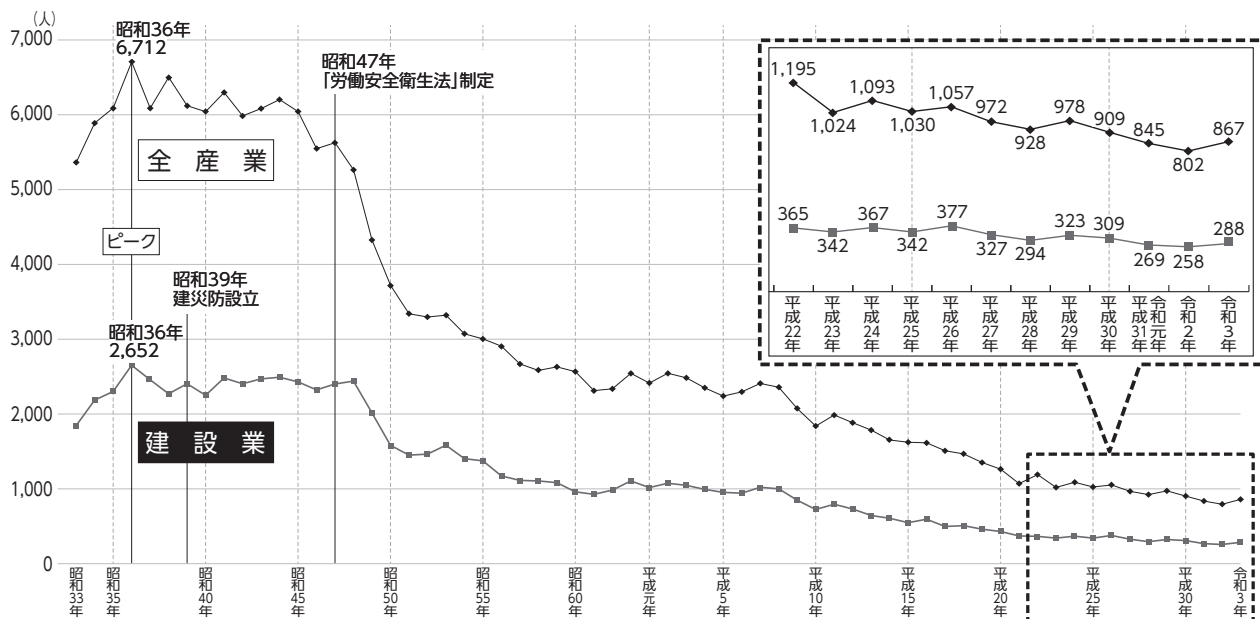
60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年までに減少させる。



※ 令和4年の死傷者数は、令和4年12月の速報値
 ※ 令和4年の就業者数は、令和3年と同数とした

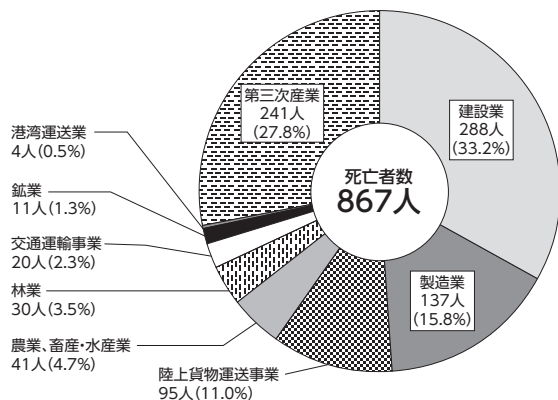
2 建設業における死亡災害発生状況(令和3年確定値)

死亡者数の推移 (昭和33年～令和3年)



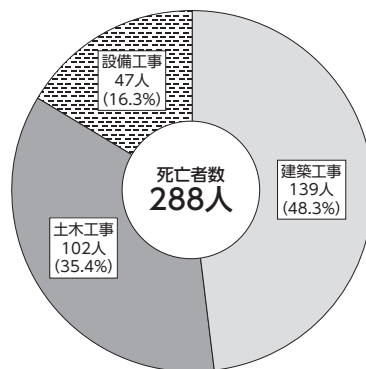
注：平成23年は、東日本大震災を直接の原因とする死亡災害を除く。

業種別死亡災害発生状況



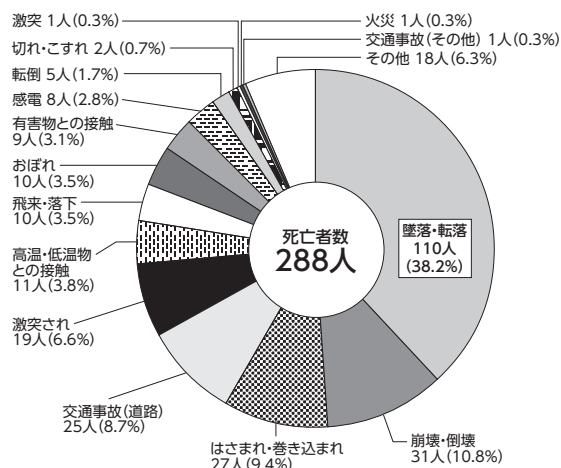
◎建設業の死亡災害は288人（前年258人）で、全産業の33.2（前年32.2%）を占めている。

工事の種類別死亡災害発生状況



◎工事の種類別では、建築工事139人と土木工事102人で計241人となり、建設業全体の83.7%を占めている。

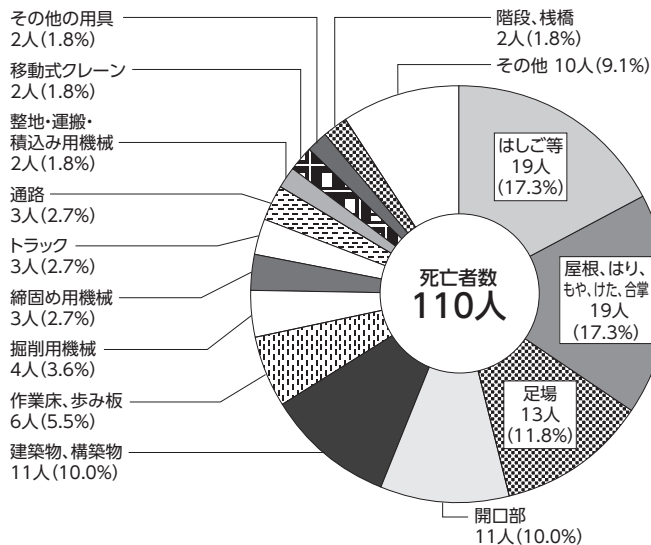
事故の型別死亡災害発生状況



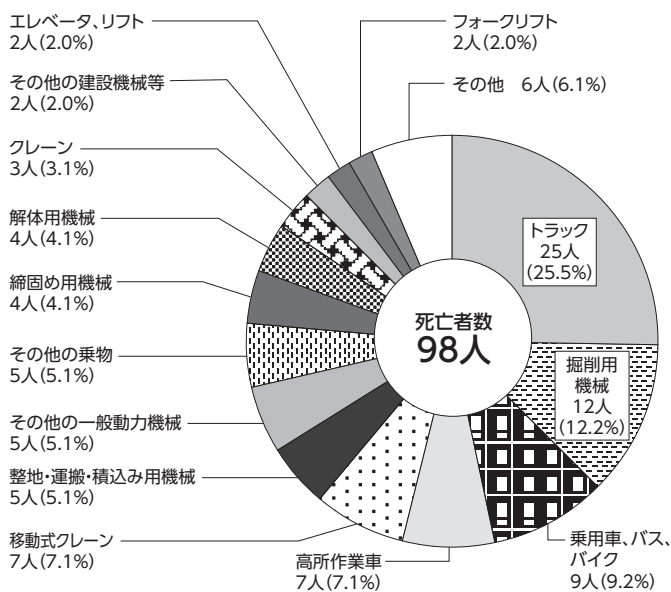
※次頁の「三大災害発生状況」は、「令和4年度 6 建設業における死亡災害発生状況（起因物・事故の型）」より作成しています。「墜落・転落災害」と「倒壊・崩壊災害」の件数は事故の型別の分類ですが、「建設機械・クレーン等災害」の件数は起因物による分類です。そのため、「建設機械・クレーン等災害」の件数には、「墜落・転落災害」と「倒壊・崩壊災害」の件数が重複計上されています。

三大災害発生状況

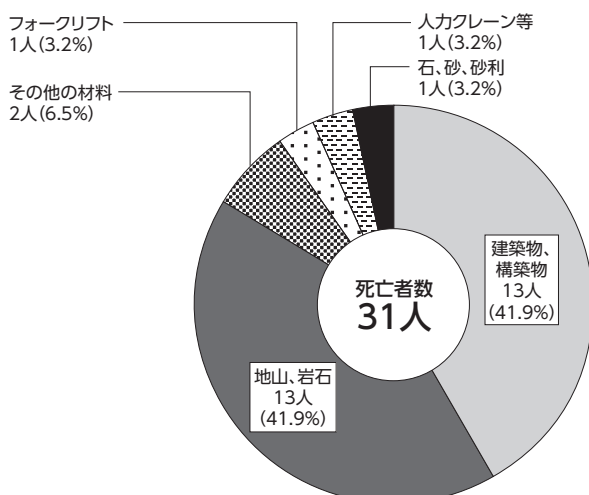
<墜落・転落災害>



<建設機械・クレーン等災害>

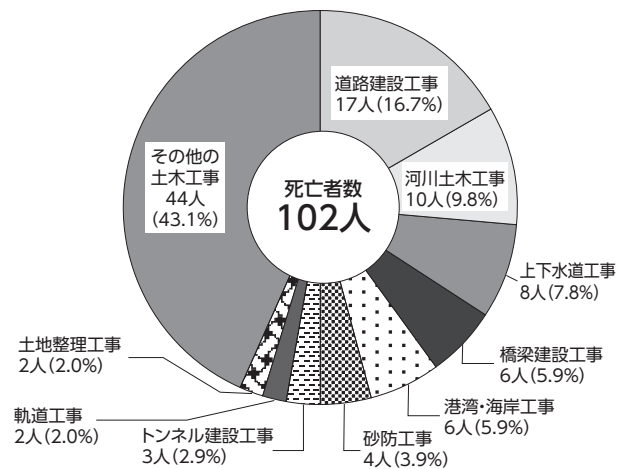


<倒壊・崩壊災害>

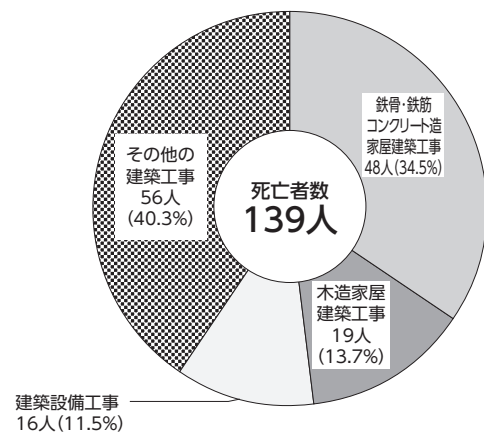


工事の種類別死亡災害発生状況

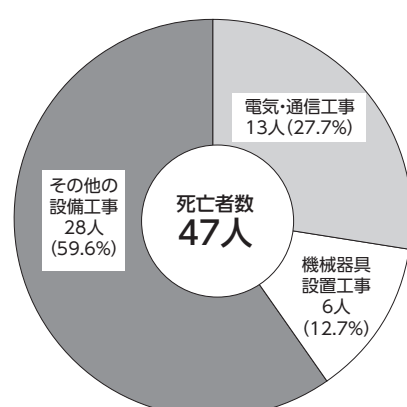
<土木工事>



<建築工事>



<設備工事>



3 建設業における業務上疾病の発生状況

業務上疾病者数・年千人率の推移（平成29年～令和3年）

全産業の疾病者数28,071人のうち、建設業は1,770人で全体の6.3%となっている。

年	業種 項目	建設業		全産業	
		疾病者数（人）	疾病者数年千人率	疾病者数（人）	疾病者数年千人率
平成29年		665	0.2	7,844	0.1
平成30年		697	0.2	8,684	0.2
平成31年／令和元年		605	0.2	8,310	0.1
令和2年		883	0.3	15,038	0.3
令和3年		1,770	0.5	28,071	0.5

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査」

注：1. 表は休業4日以上のもの。

2. 疾病者数年千人率＝ $\frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$
3. 令和2年、令和3年は、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含む。

年次別業務上疾病発生状況の推移（平成29年～令和3年）

令和3年の建設業における疾病者数は1,770人で、新型コロナウイルスり患によるものを除いて多かったのは災害性腰痛で206人となった。

（単位：人）

年		平成29年		平成30年		平成31年／令和元年		令和2年		令和3年	
疾病分類	業種	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業
(1) 負傷に起因する疾病 (うち災害性腰痛)		362 (230)	5,963 (5,051)	286 (171)	5,937 (5,016)	299 (190)	6,015 (5,132)	337 (222)	6,533 (5,582)	333 (206)	6,731 (5,847)
物に理 による 因疾 子病	(2) 有害光線による疾病	-	5	-	5	2	13	1	9	-	8
	(3) 電離放射線による疾病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	(4) 異常気圧下による疾病	3	19	1	11	3	22	1	6	2	11
	(5) 異常温度条件による疾病 (うち熱中症)	144 (141)	719 (544)	245 (239)	1,394 (1,178)	159 (153)	1,039 (829)	223 (215)	1,159 (959)	134 (130)	707 (561)
	(6) 騒音による耳の疾病	4	8	-	2	1	9	2	11	2	5
	(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	4	22	4	25	3	35	3	29	7	37
	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	7	115	4	119	10	118	8	143	5	96
作起 業因 態す 様の に疾 病	(9) 負傷によらない業務上の腰痛	-	27	1	27	2	33	1	34	1	29
	(10) 振動障害	2	4	-	5	1	4	-	2	1	6
	(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	7	159	3	217	7	210	9	200	4	193
	(12) (8)～(11)以外の原因による疾病	1	73	2	89	3	92	2	83	4	102
	(13) 酸素欠乏症	1	5	-	7	1	5	1	12	1	3
がん	(14) 化学物質による疾病（がんを除く）	45	222	60	263	41	220	44	241	49	248
	(15) じん肺症及びじん肺合併症（休業のみ）	56	191	57	165	46	164	40	127	55	130
	(16) 病原体による疾病 (うち新型コロナウイルスり患によるもの)	11 -	105 -	6 -	171 -	4 -	113 -	196 (187)	6,291 (6,041)	1,155 (1,153)	19,494 (19,332)
	(17) 電離放射線によるがん	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	(18) 化学物質によるがん	-	-	-	-	1	2	1	1	3	4
	(19) (17)、(18) 以外の原因によるがん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(20)(21)(22) 過重な業務による脳血管疾患心臓疾患等		18	207	28	246	22	216	14	157	14	265
合 計		665	7,844	697	8,684	605	8,310	883	15,038	1,770	28,071

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査調」

注：1. 表は休業4日以上のもの。

2. 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。
3. 「化学物質」は労働基準法施行規則別表1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。
4. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したものである。

酸素欠乏症発生状況の推移（平成29年～令和3年）

令和3年の全産業の被災者数は3人、うち建設業は1人となっている。

（単位：人）

業種	年	平成29年	平成30年	平成31年/令和元年	令和2年	令和3年
建設業		1(1)	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)
全産業		5(5)	7(6)	5(5)	12(8)	3(2)

資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況」

注：1.()は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。

2. 安衛施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所等での作業で発生。

硫化水素中毒発生状況の推移（平成29年～令和3年）

令和3年の全産業の被災者数は6人、うち建設業は2人となっている。

（単位：人）

業種	年	平成29年	平成30年	平成31年/令和元年	令和2年	令和3年
建設業		0(0)	1(0)	0(0)	3(3)	2(0)
全産業		7(2)	10(4)	5(1)	9(6)	6(2)

資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況」

注：1.()は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。

2. 安衛施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所等での作業で発生。

振動障害の推移（平成28年度～令和2年度）

令和2年度の全産業の振動障害労災新規認定数は269人、うち建設業は146人(54%)と高い割合となっている。

（単位：人）

業種	年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年/令和元年	令和2年
建設業		173	139	137	150	146
林業		35	35	24	24	27
鉱業		28	46	31	34	24
採石業		6	6	8	4	4
製造業		27	32	30	33	32
その他		17	33	51	40	36
全産業		286	291	281	285	269

資料：厚生労働省「業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）調」

注：各年度中に新規に支給決定を行った者の業種別人数。

熱中症の推移（平成29年～令和3年）

（単位：人）

業種	年	平成29年	平成30年	平成31年/令和元年	令和2年	令和3年	合計
建設業		141(8)	239(10)	153(10)	215(7)	130(11)	878(46)
警備業		37(2)	110(3)	73(4)	82(1)	68(1)	370(11)
製造業		114(0)	221(5)	184(4)	199(6)	87(2)	805(17)
運送業		85(0)	168(4)	110(2)	137(0)	61(1)	561(7)
その他		167(4)	440(6)	309(5)	326(8)	215(5)	1,457(28)
全産業		544(14)	1,178(28)	829(25)	959(22)	561(20)	4,071(109)

資料：厚生労働省「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」

注：()は死亡者数。

肺がん・中皮腫の件数の推移（平成29年度～令和3年度／支給決定件数）

（単位：件）

年度	平成29年度		平成30年度		平成31年／令和元年		令和2年度		令和3年度		
業種	分類	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫
建設業		178	292	214	312	239	358	206	316	211	356
全産業		335	564	376	534	375	641	340	607	348	578

資料：厚生労働省「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ調」

注：1.「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の新規支給決定者数は除く。

2. 令和3年度は速報値。

脳・心臓疾患の件数の推移（平成29年度～令和3年度）

（単位：件）

年度	平成29年度		平成30年度		平成31年／令和元年		令和2年度		令和3年度		
業種	区分	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業		112	17	99	14	130	17	108	27	105	17
全産業		840	253	877	238	936	216	784	194	753	172

資料：厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

精神疾患の件数の推移（平成29年度～令和3年度）

（単位：件）

年度	平成29年度		平成30年度		平成31年／令和元年		令和2年度		令和3年度		
業種	区分	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業		114	51	129	45	93	41	89	43	122	37
全産業		1,732	506	1,820	465	2,060	509	2,051	608	2,346	629

資料：厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

(1) 第〇〇期（〇〇〇〇年4月～〇〇〇〇年3月）安全衛生計画（作成例）

安全衛生基本方針	「人命尊重」の基本理念に基づき、職場で働く人の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を目指す。																						
安全衛生目標	・死亡災害、重大災害　ゼロ ・休業4日以上の死傷災害　30％減少																						
作成：〇〇〇〇年〇月〇〇日																							
<table><tr><td colspan="2">役職名及び所属</td><td>氏　名</td></tr><tr><td>総括安全衛生管理者</td><td>代表取締役社長</td><td>〇〇 〇〇</td></tr><tr><td>雇用管理者</td><td>人事部長</td><td>〇〇 〇〇</td></tr><tr><td>安全管理者</td><td>安全部長</td><td>〇〇 〇〇</td></tr><tr><td>衛生管理者</td><td></td><td>〇 〇〇</td></tr><tr><td>安全衛生推進者</td><td>※各作業所で選任</td><td>—</td></tr><tr><td>産業医</td><td>(医) 〇〇〇 会〇〇内科</td><td>〇〇 〇〇</td></tr></table>			役職名及び所属		氏　名	総括安全衛生管理者	代表取締役社長	〇〇 〇〇	雇用管理者	人事部長	〇〇 〇〇	安全管理者	安全部長	〇〇 〇〇	衛生管理者		〇 〇〇	安全衛生推進者	※各作業所で選任	—	産業医	(医) 〇〇〇 会〇〇内科	〇〇 〇〇
役職名及び所属		氏　名																					
総括安全衛生管理者	代表取締役社長	〇〇 〇〇																					
雇用管理者	人事部長	〇〇 〇〇																					
安全管理者	安全部長	〇〇 〇〇																					
衛生管理者		〇 〇〇																					
安全衛生推進者	※各作業所で選任	—																					
産業医	(医) 〇〇〇 会〇〇内科	〇〇 〇〇																					
社　長		安全部長																					

重点施策	実　施　項　目	目　　標	実施担当	年間（年度）スケジュール												実施上の留意点	備　考
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1. リスクアセスメントの実施	リスクアセスメントに基づき施工計画、作業計画を作成、実施する。 ・地山の掘削作業 ・鉄骨立て方作業 ・足場の組立て等作業 ・建設機械・クレーン等作業	会社が特定する作業について実施率 100％	建築部長 土木部長													・作業所長は、リスク低減措置を安全施工サイクルの中で実施し、点検表等で確認する。	
2. 墜落・転落災害防止対策の徹底	① 高所作業では足場等により作業床を確保し、墜落防止設備を先行開始前点検を徹底する。 ② 高所作業では、フルハーネス型安全帯を使用する。	作業開始前までに実施率 100％ 作業中 100％	建築部長 土木部長													・作業所長は、工程打合せで翌日の作業場所を確認し、当日、係員に実施状況を点検、報告させる。また、巡視等で確認する。	
3. 建設機械・クレーン等災害防止対策の徹底	① 作業計画に基づき作業を実施する。 ② 建設機械の作業半径内の立入禁止措置を徹底する。 ③ 荷のつり上げ作業時の荷の下への立入禁止を徹底する。 ④ 有資格者の配置を徹底する。	作業計画作成、実施率 100％ 実施率 100％ 実施率 100％ 資格確認と配置 100％ 実施率 100％	建築部長 土木部長													・作業所長は、係員に実施状況を点検、報告させる。また、巡視等で確認する。	
4. 不安全行動の防止	現地KY、ひと声掛け合い運動を実施する。		建築部長 土木部長													・作業所長は、係員に実施状況を点検、巡視等で確認する。	
5. 安全衛生パトロールと安全衛生教育の実施	① 各作業所の安全衛生パトロールを毎月1回実施する。 ② 社員各層に対する安全衛生教育を実施する。	毎月1回 4、6、9、11、2月	安全部長 安全部長			◆			◆		◆			◆		・トップ管理者の参加 ・教育資料の整備	
6. 年間行事	① 全国安全週間（準備期間含む） ② 全国労働衛生週間（準備期間含む） ③ 建設業年末年始労働災害防止強調期間 ④ 建設業年度末労働災害防止強調月間 ⑤ 安全大会	6月1日～7月7日 9月1日～10月7日 12月1日～1月15日 3月1日～3月31日 6月28日	安全部長 安全部長 安全部長 安全部長 安全部長			↕		↕		↕		↕				・実施計画の作成 ・ ・ ・ ・外部講師の依頼 ・社長の訓示	

(2) ○○○○・○○年度工程別災害防止計画（作成例）

安全衛生基本方針		協力会社と一体となって、安全で働きやすい現場づくりを目指す		実 施 事 項		具 体 的 実 施 計 画								
安全衛生管理目標		全工期を通じて実施する主要事項		1. 統括安全衛生管理		元方安全衛生管理者を通して、作業間の連絡調整、安全管理の実施、作業場所の巡視								
				2. 災害防止協議会の開催		毎月一回月末に実施、すべての関係請負業者の安全担当者にて行う								
				3. 作業開始前の打合せ・指示、安全朝礼		安全朝礼、作業前打合せ、KYKの実施、翌日作業打合せ								
				4. 新規入場者教育、特別教育、職長教育		新規乗込当日、職員により現場状況説明、確認巡回の実施								
安全衛生管理目標		建設機械・クレーン災害ゼロ		5. 現場の安全点検・安全当番等		場内安全点検、作業終了時確認巡回の実施、協力業者の労務安全書類の確認								
				6. リスクアセスメントの実施		危険性または有害性の特定・対策・確認、P-D-C-Aの展開								
				7. 統括安全衛生管理		元方安全衛生管理者を通して、作業間の連絡調整、安全管理の実施、作業場所の巡視								
				8. 災害防止協議会の開催		毎月一回月末に実施、すべての関係請負業者の安全担当者にて行う								
工事別		月別		8	9	10	11	12	1	2	3	4	主要な設備計画	
仮 設 工 事														仮囲 ゲート 外部足場 タワークレーン エレベーターリフト 高所作業車 仮設電気 上下水道
山止／構台工事		—												アポロン ラフタークレーン 溶接機 フロントセネレーター
杭 工 事		—												アースオーガー掘孔機 クローラクレーン 泥水プラント ゼネレーター溶接機
土 工 事		—												油圧ショベル ブルドーザー タンブトラック 洗車機
基礎・躯体工事		—												タワークレーン 電動切断機 丸のこ盤
左 官 工 事		—												エレベーターリフト ミキサー ウインチ
防 水 工 事		—												エレベーターリフト アスファルト溶解釜
外 装 工 事		—												タワークレーン エレベーターリフト 高所作業車 ベビーウインチ 台車
E V 工 事		—												エレベーターリフト 溶接機 ウインチ ハンドホーク 台車 高所作業車
内 装 工 事		—												エレベーターリフト 電動釘打機 台 電動ドリル 電動タタキ機
設 備 工 事		—												エレベーターリフト タワークレーン 切断機 旋盤 溶接機 台車 ローリングタワー
外 構 工 事		—												移動式クレーン 溶接機 ミキサー
検 査														
管理の重点 (月間目標等)		・第三者の災害の防止		・第三者の災害の防止	・第三者の災害の防止	・第三者の災害の防止	・第三者の災害の防止	・第三者の災害の防止	・第三者の災害の防止	・第三者の災害の防止	・第三者の災害の防止	・第三者の災害の防止	・第三者の災害の防止	・火災使用後の確認徹底 ・作業後片付けの徹底 ・誘導員の適正配置 ・道路使用条件の遵守
		・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底		・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・火災使用後の確認徹底 ・作業後片付けの徹底 ・誘導員の適正配置 ・道路使用条件の遵守		
		・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底		・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・火災使用後の確認徹底 ・作業後片付けの徹底 ・誘導員の適正配置 ・道路使用条件の遵守		
		・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底		・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・火災使用後の確認徹底 ・作業後片付けの徹底 ・誘導員の適正配置 ・道路使用条件の遵守		
主要な対策		・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底		・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・火災使用後の確認徹底 ・作業後片付けの徹底 ・誘導員の適正配置 ・道路使用条件の遵守	
		・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底		・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・火災使用後の確認徹底 ・作業後片付けの徹底 ・誘導員の適正配置 ・道路使用条件の遵守		
		・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底		・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・火災使用後の確認徹底 ・作業後片付けの徹底 ・誘導員の適正配置 ・道路使用条件の遵守		
		・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底		・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械廻りをコーンで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断受診の確認 ・予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・火災使用後の確認徹底 ・作業後片付けの徹底 ・誘導員の適正配置 ・道路使用条件の遵守	

参考資料4 建設業における資格・選任・指名等の必要な作業（使用テキストは、当協会発行のものを記載）

作業等	選任等の種別		資格・選任・指名等			
	免許証及び技能講習修了証等		使用テキスト		特別教育修了及び事業者の選任等	
1. 高圧室内作業 （大気圧を超える気圧下の室内、シャフトの内部）	法14	作業主任者	・高気圧作業安全衛生の手引	法	空気圧縮機運転者 送気調節操作者 加圧・減圧操作者 再圧室操作者	・再圧室操作マニュアル
2. ガス溶接等作業		作業主任者		59	作業業者	・潜函作業の安全 ・トンネル作業の安全 （推進工事編、シールド編）
3. 木材加工用機械作業 （丸のこ盤、帯のこ盤、面取り盤、かな盤、ルーターは5台以上、自動送材車式帯のこ盤は3台以上）	法61	作業主任者				
4. コンクリート破砕器作業		作業業者				
5. 地山の掘削作業	法61	作業主任者				
6. 土止め支保工作業 （切りばり、腹おこしの取付け、取りはずし）		作業主任者	・地山の掘削及び土止め支保工組立て等の作業指針			
7. すい道等の掘削等の作業 （掘削、すり積み、支保工及びロックボルト取付、コンクリート等の吹付け）	法59	作業主任者	・すい道等の掘削等作業指針（山岳編）（シールド・推進編）	法59	坑内作業業者	・トンネル作業の安全（山岳編）（推進工事編）（シールド編）
8. すい道等の覆工の作業 （組立、移動、解体、これに伴うコンクリート打設）		作業主任者	・すい道等の覆工作業指針			
9. 採石のための掘削作業 （高さ2m以上一採石法、第2条岩石の採取）	法14	作業主任者				
10. はい作業 （高さ2m以上のはい付け・はいくすし）		作業主任者				
11. 型枠支保工の組立て等作業 （組立、解体）	法14	作業主任者	・型枠及び型枠支保工組立て解体工事の作業指針			
12. 足場組立て等作業 （組立、解体、変更）		作業主任者	・足場の組立て等工事の作業指針	能力向上教育 法59 の事 指 名 者	作業業者 作業開始前及び組立て後等点検者	・足場の組立て等作業の安全 ・足場の組立て等作業従事者必携 ・足場の組立て等作業の安全
13. 建築物等の鉄骨組立て等作業 （組立、解体、変更）	法59	作業主任者	・建築物等の鉄骨組立て等の作業指針（建築鉄骨・その他編）（鉄塔・その他編）			
14. 鋼橋架設等作業 （組立、解体、変更）		作業主任者	・鋼橋架設等の作業指針			
15. 木造建築物の組立等の作業 （構造部材の組立、屋根下地、外壁下地取付）	法59	作業主任者	・木造家屋建築工事の作業指針	能力向上教育		・木造建築物の組立て等作業の安全
16. コンクリート造の工作物の解体等の作業（解体、破壊）		作業主任者	・コンクリート工作物解体工事の作業指針			
17. コンクリート橋架設等作業 （架設、変更）	法59	作業主任者	・コンクリート橋架設等の作業指針			
18. 特定化学物質取扱作業		作業主任者				
19. 第1種酸素欠乏危険作業 第2種酸素欠乏危険作業以外の酸素欠乏危険作業 第2種酸素欠乏危険作業 令別表第6危険場所のうち3の3、9、12（硫化水素危険場所）	法59	作業主任者	・酸素欠乏症等の防止	法59	作業業者	・酸素欠乏症等の予防
20. 有機溶剤作業		作業主任者				
21. 石綿取扱作業	法59	作業主任者	・石綿作業主任者技能講習テキスト	教 準 す る	作業業者	・建設業における有機溶剤業務の知識
22. 石綿含有建材調査		建築物石綿含有建材調査者	・建築物石綿含有建材調査者講習テキスト ・一戸建て等石綿含有建材調査者講習テキスト	法59	作業業者	・建設工事における粉じんによる疾病の防止
23. 特定粉じん作業	法59			法59	作業業者	
24. ダイオキシン類取扱作業 廃棄物焼却炉・集じん機等の設備・解体作業					作業業者	
25. クレーン・移動式クレーン・デリック運転業務	法61	運転士 つり上げ荷重5t以上		法59	運転者	
26. 車両系建設機械運転業務 （整地・運搬・積み込み用、掘削用）		運転者 つり上げ荷重1t以上5t未満			運転者	
		運転者 機体重量3t以上	・車両系建設機械運転者教本（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）		運転者 機体重量3t未満	・小型車両系建設機械運転者必携「整地・運搬・積み込み用及び掘削用」解体用」特別教育用テキスト

作業等	選任等の種別		資格・選任・指名等			
			免許証及び技能講習修了証等	使用テキスト	特別教育修了及び事業者の選任等	使用テキスト
27. 車両系建設機械運転業務 (基礎工事用)	法 61	法 59	運 転 者 機体重量3t以上		運 転 者 機体重量3t未満	・車両系建設機械運転者必携 (基礎工事用穴掘建柱車関係) ・基礎工事用機械運転者必携
28. 車両系建設機械運転業務 (締固め用)					操 作 者 作業装置	・基礎工事用機械運転者必携
29. 車両系建設機械(コンクリート打設用)運転業務					運 転 者	・ローラー運転者必携
30. 車両系建設機械(解体用)運転業務			運 転 者 機体重量3t以上	・車両系建設機械運転者教本 (解体用)	操 作 者	・コンクリートポンプ車 運転者必携
31. 不整地運搬車運転業務			運 転 者 最大積載量1t以上	・不整地運搬車運転者教本	運 転 者 機体重量1t未満	・小型車両系建設機械運転者必携「整地・運搬・積み込み用及び掘削用」 解体用」特別教育用テキスト
32. 高所作業車運転業務			運 転 者 作業床の高さ10m以上	・高所作業車運転者教本	運 転 者 作業床の高さ10m未満	・不整地運搬車運転者教本 (技能講習用テキスト)
33. ボーリングマシン運転業務					運 転 者	・高所作業車運転者必携 (特別教育用テキスト)
34. ジャッキ式つり上げ 機械の調整・運転業務					運 転 者	・ボーリングマシン運転者必携
35. フォークリフト運転業務			運 転 者 最大荷重1t以上		調整・運転者	・ジャッキ式つり上げ機 械運転者必携
36. ショベルローダー、フォーク ローダー運転業務			運 転 者 最大荷重1t以上		運 転 者 最大荷重1t未満	
37. 巻 上 げ 機					運 転 者	・ウインチ運転者必携
38. 建設用リフト運転業務					運 転 者	
39. 玉 掛 け 業 務	法 61		作 業 者 つり上げ荷重1t以上		作 業 者 つり上げ荷重1t未満	
40. ゴンドラ操作業務					操 作 者	
41. 軌道装置運転業務					運 転 者	・軌道装置動力車運転者必携
42. 火 薬・発 破 業 務			発 破 技 士 取扱保安責任者			
43. 潜 水 業 務			潜 水 士		送気調節操作者 再圧室操作者	・再圧室操作マニュアル
44. アーク溶接業務		法 59	作 業 主 任 者		作 業 者	・建設業におけるアーク溶接等作業の安全(特別教育用テキスト)
45. 研削といし試運転業務					作 業 者	・自由研削砥石の安全作業
46. 電 気 取 扱 業 務					電 気 取 扱 者 特別高圧、高圧、低圧	・建設業における低圧電気取扱 作業の安全(特別教育用テキスト)
47. チェーンソー以外の振 動工具の取扱いの業務	管 理 者		管 理 者	・建設業における振動工具 取扱作業の管理(管理者用)	作 業 者	・建設業における振動工具 取扱作業の知識(作業者用)
48. 有機溶剤取扱い 作業に係る業務	管 理 者		管 理 者		作 業 者	・建設業における有機溶剤 業務の知識(作業者用)
49. 携帯用丸のこ盤の作業					作 業 者	・建設業等における丸のこ 等取扱作業の安全
50. 除 染 等 業 務		法 59			作 業 者	
51. ロープ高所作業					作 業 者	
52. フルハーネス型安全帯使用作業					作 業 者	・フルハーネス型安全帯使用 作業特別教育用テキスト
53. 事業場主体の管理	規模100人以上の事業場				総括安全衛生管理者	
	規模50人以上の事業場				安 全 管 理 者	・建設業における安全管 理者の手引
	規模10人以上の事業場	第一種衛生管理者			産 業 医	
					安全衛生推進者	・建設業安全衛生推進者の手引 (能力向上教育)
54. 混在作業主体の管理	元方・下請 の労働者の 合計50人 (すい道等建設の仕事又は 圧入工法による作業を行う 仕事は30人以上) 以上の現場	特定元方 事業者 (2以上の場合は指名された特定元方 事業者) 統括安全衛生責任者 を選任すべし(事業場 以外の請負人)	(注) 一定の橋梁の建設の仕事とは、国勢調査における「人口集中地区」内の ①道路上 ②道路に隣接した場所 ③鉄道の軌道上 ④鉄道の軌道に隣接した場所での橋梁の 建設の仕事	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 救護技術管理者	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 救護技術管理者	・建設業における現場管 理者のための統括管理 の手引
	1. すい道等の建設の仕事 2. 圧入工法による作業を行う仕事 3. 一定の橋梁の建設の仕事	元方・下請の労働者合計20人以上30人未満	4. 鉄骨造、鉄骨鉄筋 コンクリート造の建築物の建設の仕事	元方・下請の労働者合計20人以上50人未満	統括管理の指導等を行うべき事業者の支店・営業所等	
55. 計画の作成提出	労働基準監督署長への届出 (一定規模以上は都道府県労働局長の審査対象 法89の2、同94の2) 法88第3項、5項、同 90、石綿則5	仕事 の届 出 届 出	1. 高さ31mを超える建築物等 2. 支間50m以上の橋梁 2の2 支間30m以上50m未満の橋梁(一定の場所)の上部構造の建設等 3. すい道(内部に労働者が立入らないものを除く) 4. 高さ・深さ10m以上の地山の掘削 5. 圧入工事 6. 耐火建築物等の吹き付け石綿の除去			
	厚生労働大臣への届出 法88第2項、同89の2	1. 支柱の高さが3.5m以上の型枠・支保工 2. 高さ10m以上の足場(つり足場、張出し足場を除く) 3. 上記6以外の石綿の除去				
			上欄の仕事のうち、1. 高さ300m以上の塔、2. 堤高150m以上のダム 3. 支間300m以上(つり橋)または1,000m以上の橋梁 4. 長さ3,000m以上のすい道 5. 長さ1,000m以上3,000m未満で深さ50m以上のたて杭のあるもの 6. ゲージ圧力0.3Mpa以上の圧入工事			・セーフティ・アセスメント指針・同解説、建設技術者テキスト等

※テキストの最新版については、建災防 教材開発課 (Tel 03-3453-1389) までご確認ください。

3月	1日～31日	建設業年度末労働災害防止強調月間（建災防）
4月	1日～9月30日 11日～20日 20日	熱中症予防強化キャンペーン（環境省） 春の全国交通安全運動（内閣府 他） 交通事故死ゼロを目指す日（内閣府）
5月	1日～9月30日	STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（厚生労働省 他）
6月	1日～30日 1日～30日 4日～10日 10日～16日	全国安全週間準備期間（厚生労働省 他） 土砂災害防止月間（国土交通省） 危険物安全週間（消防庁 他） 火薬類危害予防週間（経済産業省／各都道府県・各指定都市）
7月	1日～7日 1日～31日 1日～31日	全国安全週間（厚生労働省 他） 仮設機材安全推進月間（一般社団法人仮設工業会） STOP！熱中症 クールワークキャンペーン重点取組期間（厚生労働省 他）
8月	1日～9月10日 1日～31日 30日～9月5日 30日～9月5日	墜落・転落災害撲滅キャンペーン（建災防） 電気使用安全月間（経済産業省） 防災週間（内閣府） 秋の建築物防災週間（国土交通省 他）
9月	9月1日 4日～10日 1日～30日 1日～30日 1日～30日 1日～30日 1日～30日	防災の日（消防庁） 救急の日（消防庁） 健康増進普及月間（厚生労働省） 全国労働衛生週間（厚生労働省他） 全国作業環境測定・評価推進運動（公益社団法人日本作業環境測定協会） 職場の健康診断実施強化月間（厚生労働省） 心とからだの健康推進運動（全国労働衛生団体連合会）
10月	1日～7日 5日～6日 1日～31日 23日～29日	全国労働衛生週間準備期間（厚生労働省 他） 第60回全国建設業労働災害防止大会 in広島（建災防） 高齢者就業支援月間（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構） 高圧ガス保安活動促進週間（経済産業省）
11月	1日～30日 1日～30日	過労死等防止啓発月間（厚生労働省） 過重労働解消キャンペーン（厚生労働省）
12月	1日～31日 1日～31日	職場のハラスメント撲滅月間（厚生労働省） 建設業年末年始労働災害防止強調期間（建災防）

※掲載の行事名や日程等は中止または変更になる場合があります。